

事務連絡  
令和4年3月1日

各地方整備局 企画部 情報通信技術課長 殿  
北海道開発局 事業振興部 機械課 電気通信官 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部 情報通信技術室長 殿

大臣官房 技術調査課  
電気通信室 企画専門官

「分電盤設置工（自立型分電盤取付（機械施工））」の試行について

標記について、下記のとおり試行されたい。

記

1. 試行歩掛  
分電盤設置工（自立型分電盤取付（機械施工））  
※詳細は別紙のとおり
2. 試行開始期間  
令和4年4月1日以降に入札公告を行う案件

担当：国土交通省 大臣官房 技術調査課  
電気通信室 電気通信基準係  
深尾（80-22376）  
本手（80-22377）

# 分電盤設置工（自立型分電盤取付（機械施工））

別紙

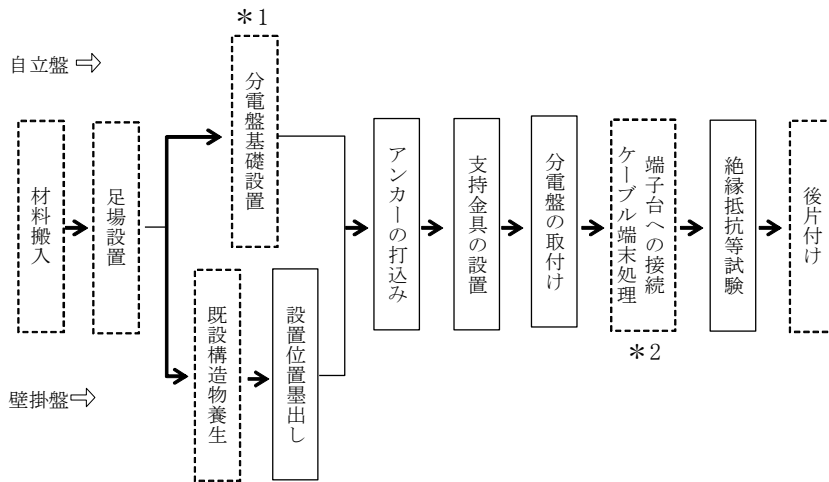
## 1 適用範囲

本資料は、電力設備又は通信設備用の分電盤の設置工に適用する。

## 2 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



\*1は、「第2章第1節①3-7 作業土工（電気）」による。

\*2は、「第2章第1節①配管・配線工」による。

## 3 標準歩掛

### 3-1 自立型分電盤取付（機械施工）

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	電工	トラッククレーン 賃料（日）	摘要
自立型分電盤		面	0.5	0.5	1.3	0.13	

(注) 1. トラッククレーンは、4.8t～4.9t 吊りを標準とする。